

比布町耐震改修促進計画 概要版

平成 22 年 3 月 比布町

● 計画の概要

(1) 計画の背景

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊による被害が多発であったことを受けて、同年 10 月「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）が制定されました。

しかしながら、近年では、これまで地震発生の可能性が低いとされていた地域でも、大規模な地震が相次いでおり、いつどこで起きてもおかしくないという認識が広がっています。

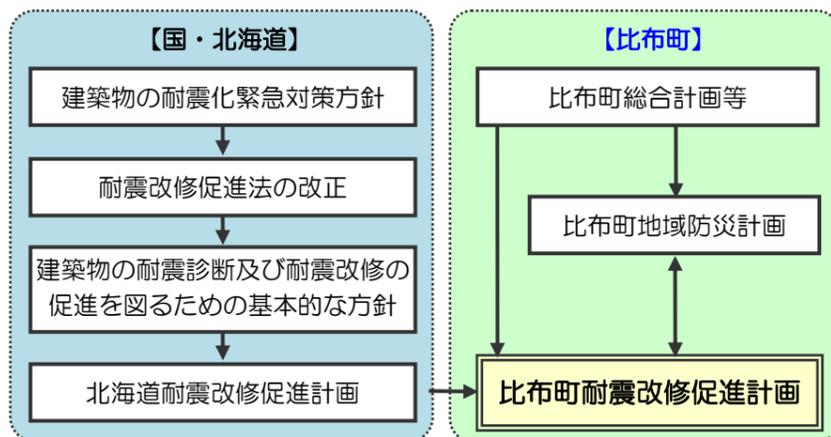
このため、建築物の計画的かつ効果的な耐震化を図るため、地方自治体に「耐震改修促進計画」の策定責務などを盛り込んだ改正耐震改修促進法が平成 18 年 1 月から施行されました。

(2) 計画の目的

『比布町耐震改修促進計画』は、町内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して町民の生命及び財産を守ることを目的としています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき策定するとともに、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や「北海道耐震改修促進計画」を踏まえ、比布町の上位計画等との整合を図り策定します。



(4) 計画の期間

計画期間は国の基本方針や北海道耐震改修促進計画との整合を図り平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。

(5) 計画の対象建築物

本計画の対象とする建築物は、比布町全域の建築物とし、原則として昭和 56 年に改正された建築基準法に基づく「新耐震基準」導入以前に建築された「住宅」・「特定建築物」・「町有建築物」を対象とします。

① 住宅

戸建住宅、共同住宅、併用住宅、町有住宅等を対象とします。

② 特定建築物

耐震改修促進法第 6 条に規定された建築物で、以下の 3 種類の建築物があります。

- (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第 6 条第 1 号）
- (2) 火薬類、石油類その他危険物の一定数量以上を貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 6 条第 2 号）
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物で、倒壊時に当該道路を閉塞させる恐れがあるもの。北海道が緊急輸送道路を指定しており、本計画では緊急輸送道路沿道の建築物のうち所定の高さを超える建築物を対象とします。（法第 6 条第 3 号）

③ 町有建築物

● 想定される地震と被害予測

北海道では、①道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会で想定している海溝型地震を主とした 8 つの想定地震と②国の地震調査研究推進本部で想定している主要活断層による 12 の内陸型地震、③「全国どこでも起こりうる直下の地震」による震度予測を行っております。

「全国どこでも起こりうる直下の地震」とは、活断層が地表で認められていないが、全国のすべての地域で起こりうる地震であり、過去の事例や防災上の観点からマグニチュード 6.9 の地震規模として震度予測を行っております。

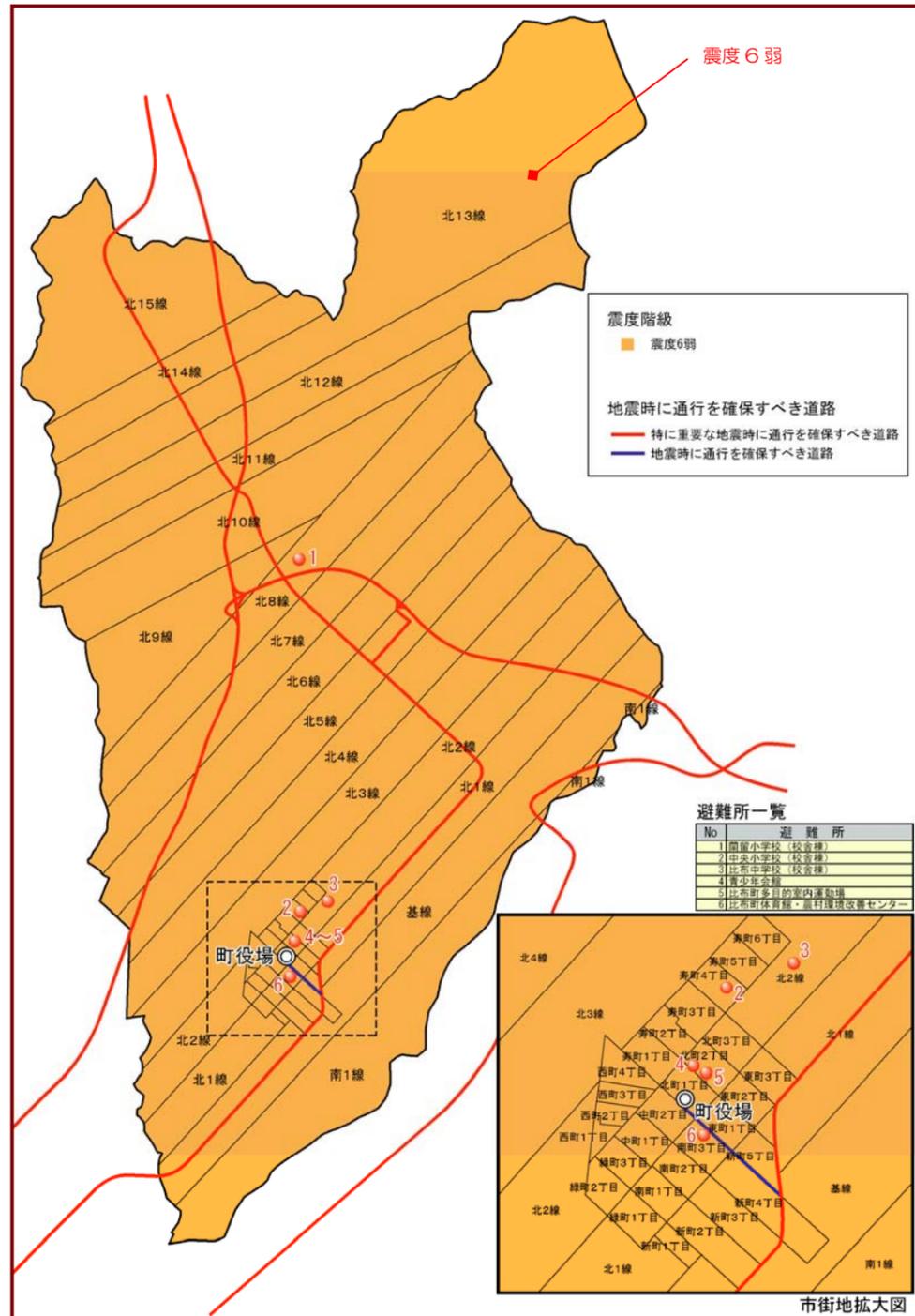
想定地震の震源やマグニチュード等は下表に示すとおりです。

①北海道・中央防災会議の想定地震			②地震調査研究推進本部の想定地震		
地震名称	位置(旧測地系)	マグニチュード	断層名称	断層モデル	マグニチュード
石狩地震	点震源:北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M 6.75	標津断層帯	標津断層帯	M 7.7
北海道東部地震	点震源:北緯 42.5 度 東経 146 度	M 8.25	十勝平野断層帯	十勝平野断層帯	M 8.0
釧路北部地震	点震源:北緯 43.5 度 東経 144.5 度	M 6.5	光地断層帯	光地断層帯	M 7.2
日高中部地震	点震源:北緯 42.25 度 東経 142.5 度	M 7.25	富良野断層帯	富良野断層帯	M 7.2
留萌沖地震	点震源:北緯 44 度 東経 141 度	M 7.0	富良野断層帯	富良野断層帯	M 7.2
後志沖地震	点震源:北緯 43 度 東経 139 度	M 7.75	増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8
十勝沖・釧路沖の地震	面震源:上図中の断層領域	M 8.2	沼田-砂川付近の断層帯	沼田-砂川付近の断層帯	M 7.5
根室沖・釧路沖の地震	面震源:上図中の断層領域	M 8.3	当別断層	当別断層	M 7.0
			石狩低地東縁断層帯	石狩低地東縁断層帯	M 8.0
			石狩低地東縁断層帯南部	石狩低地東縁断層帯南部	M 7.1
			黒松内低地断層帯	黒松内低地断層帯	M 7.3
			函館平野西縁断層帯	函館平野西縁断層帯	M 7.3

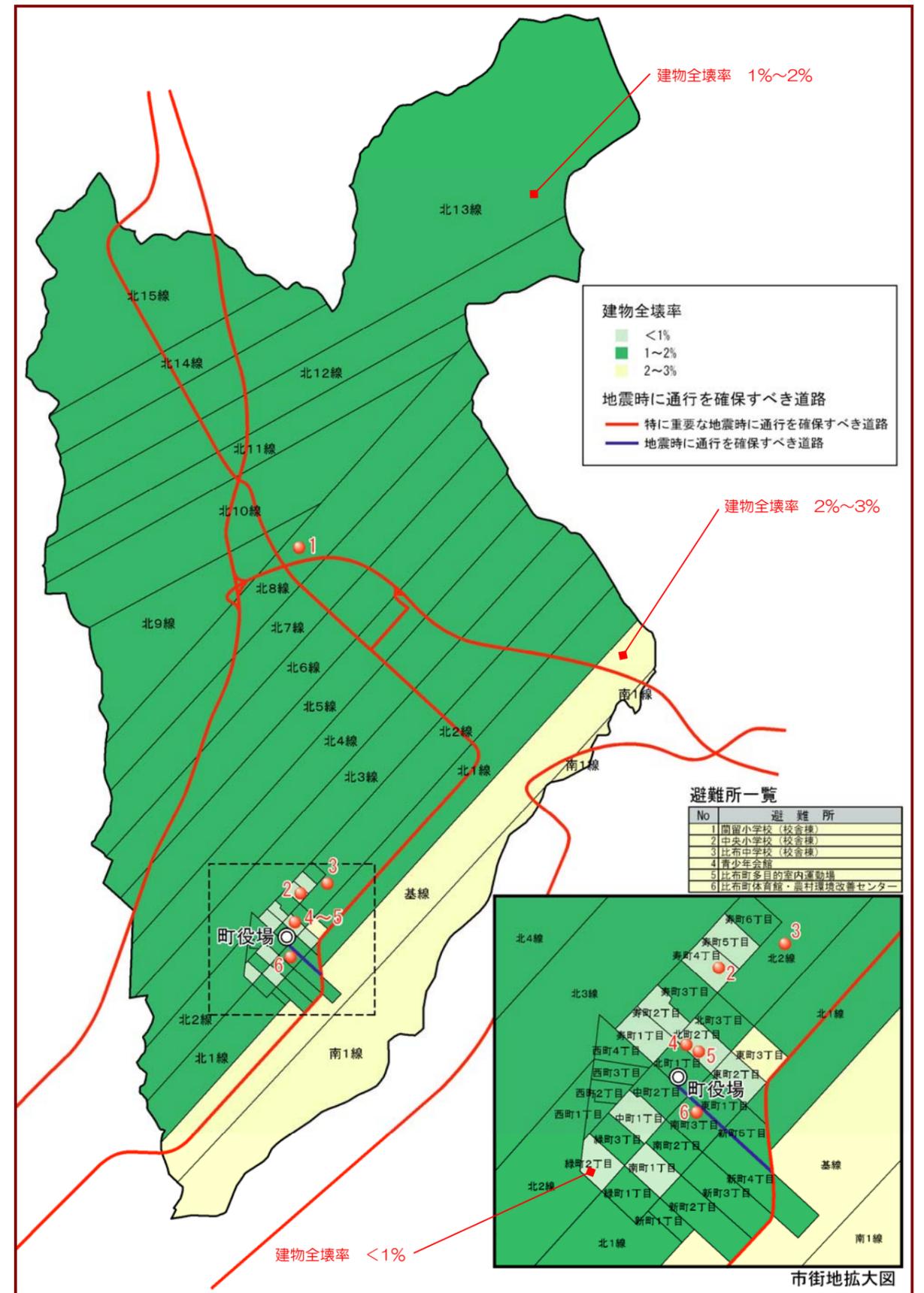
※ : 比布町において影響が大きい地震

震度予測の結果、本町で想定される地震のうち、最大の震度となり最も大きな被害が予測されるのは、『全国どこでも起こりうる直下の地震』です。この地震により、本町の最大震度は6弱と予測され、建築物の被害は全壊 29 棟、半壊 244 棟と予測されます。

想定地震	①北海道・中央防災会議の想定地震	②地震調査研究推進本部の想定地震	③「全国どこでも起こりうる直下の地震」
		十勝沖・釧路沖の地震	増毛山地東縁断層帯による地震
想定マグニチュード	8.2	7.8	6.9
最大震度	震度 4	震度 5 弱	震度 6 弱



『全国どこでも起こりうる直下の地震』による震度予測 (揺れやすさマップ)



『全国どこでも起こりうる直下の地震』による建物全壊率 (地域危険度マップ)

● 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 住宅

平成 21 年度時点で比布町の住宅の耐震化率は 64.5%となっています。

また、平成 27 年度における耐震化率を、過去の住宅の新築と建て替え戸数の傾向をもとに推計すると、73.6%と推計されます。

国の基本方針や道計画を踏まえ、平成 27 年度時点における耐震化率を 90%とすることを目標とします。

耐震化の状況（平成 21 年度）				耐震化率 90%	耐震化の目標（平成 27 年度推計値）			
建物用途	総数	耐震性を有する住宅棟数	耐震化率		総数	耐震化率 90%の住宅棟数	耐震性を有する住宅棟数	耐震改修目標棟数
住宅	1,320 棟	851 棟	64.5%		1,380 棟	1,242 棟	1,015 棟	227 棟

(2) 特定建築物

① 多数の者が利用する建築物（法第 6 条第 1 号特定建築物）

平成 21 年度時点で多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は 100%となっています。このため、その他の第 2～3 号特定建築物や町有建築物の耐震化の啓発や向上に努めます。

耐震化の状況（平成 21 年度）			
建物用途	総数	耐震性を有する建築物棟数	耐震化率
多数の者が利用する建築物	6 棟	6 棟	100%

● 第 2～3 号特定建築物や、避難所等の町有建築物の耐震化の啓発や向上に努めます。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 6 条第 2 号特定建築物）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物に該当する建築物は、町内には 4 棟あり耐震化率は 75.0%となっています。耐震性が不十分な建物については、北海道と連携しながら、当該建物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供や指導・助言を行い、耐震化の促進に努めます。

③ 地震時に通行を確保すべき道路に面する建築物（法第 6 条第 3 号特定建築物）

地震時に通行を確保すべき道路に面する特定建築物に該当する建築物は、町内には 2 棟あり耐震化率は 0%となっています。耐震性が不十分な建物については、北海道と連携しながら、当該建物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修に関する情報提供や指導・助言を行い、耐震化の促進に努めます。

(3) 町有建築物

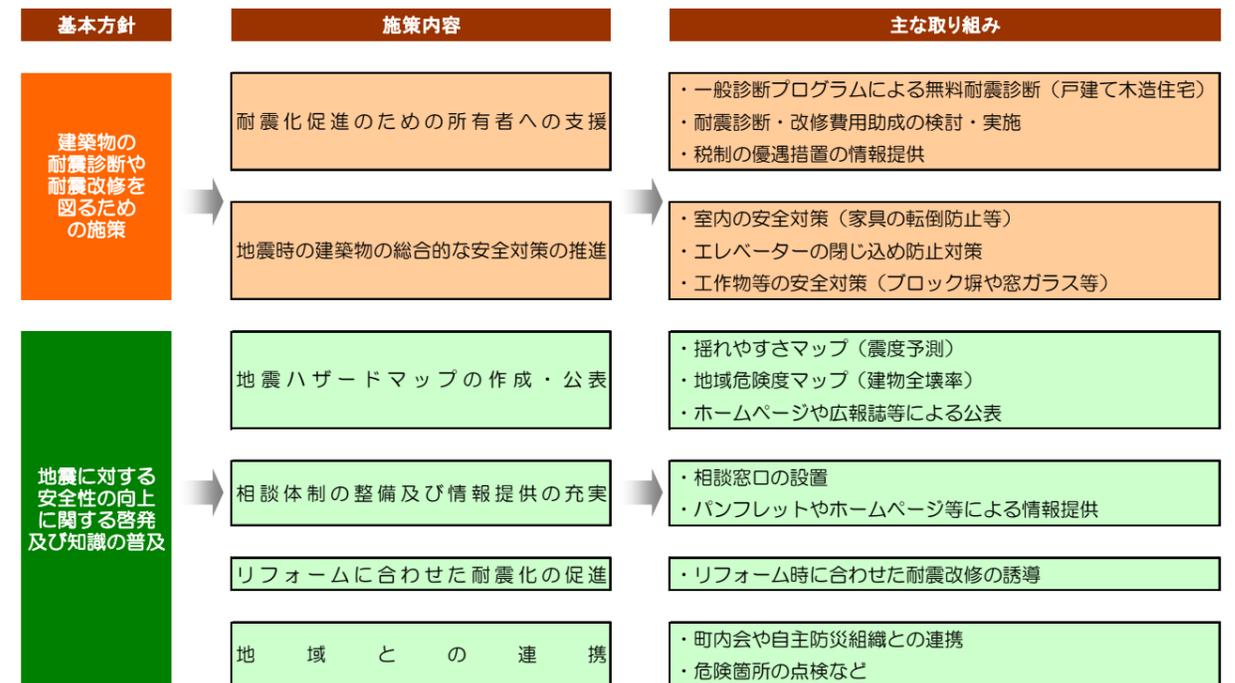
比布町が所有する建築物は、特定建築物を含めて平成 21 年度時点で 127 棟あり、このうち 112 棟、88.2%が耐震性を有しています。（※少数の者しか利用しない施設を除く）

町有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、地震時には災害対策の拠点や避難収容施設等を担う重要な施設であることから、計画的に耐震化を推進していく必要があります。

このため、町有建築物については、災害時の用途や規模等から耐震化の優先順位を定め、財政状況等を考慮しつつ、避難所など緊急性の高いものから耐震診断や耐震改修等に努めていきます。

● 建築物の耐震化を促進するための施策

比布町では以下の施策を実施し、住宅や特定建築物、町有建築物等の耐震化に努めていきます。



新潟県中越沖地震被災写真

● お問い合わせ・窓口 ●

比布町役場 建設課

〒078-0392 上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号

TEL 0166-85-2111（代表）